

第 44 回（令和 8 年度第 2 回）岩手県社会貢献活動支援審議会 議事録

（開催日時）令和 8 年 9 月 18 日（金） 13 時 30 分～15 時 15 分

（開催場所）エスポワールいわて 3 階 特別ホール

1 開会

2 あいさつ

3 委員紹介

4 議事

（1）「社会貢献活動の支援に関する指針」の改定素案について

5 その他

6 閉会

・ 出席委員（12 名）

役重 眞喜子 委員

佐藤 信逸 委員

小野澤 章子 委員

君ヶ洞 知里 委員

芳賀 カンナ 委員

櫻田 七海 委員

山舘 章子 委員

川上 冴華 委員

鈴木 圭 委員

檜木 英裕 委員

佐々木 里樹 委員

渡邊 里沙 委員

・ 県側出席者

環境生活部長 西野 文香

環境生活部若者女性協働推進室長 佐々木 浩一

環境生活部若者女性協働推進室 連携協働担当課長 青名畑 聡

保健福祉部地域福祉課 主任主査 松崎 えり子

1 開会

晴山主任主査： ただいまから、第44回（令和8年度第2回）岩手県社会貢献活動支援審議会を開会いたします。本日の進行を務めます事務局の晴山と申します。よろしくお願いいたします。

本日の会議の出席状況ですが、委員14名中12名の御出席であり、半数以上の御出席をいただいておりますので、「社会貢献活動の支援に関する条例」第18条第2項の規定により、会議が成立しておりますことを御報告申し上げます。

また、本日の会議は、「審議会等の会議の公開に関する指針」に基づき、公開により進めさせていただきます。

なお、本日の会議は、15時15分までを予定しております。皆様には円滑な議事進行への御協力を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

それでは、開会にあたりまして、西野環境生活部長から御挨拶申し上げます。

2 あいさつ

西野環境生活部長： 改めまして、環境生活部長の西野です。本日はお忙しい中、ご出席いただき、誠にありがとうございます。また、日頃より県の社会貢献活動の促進関係の事業、各種施策にご支援賜りまして、改めて厚く感謝申し上げます。

県ではご案内のとおり、人口減少、少子高齢化といった社会貢献活動を取り巻く環境の変化を踏まえ、活動への参加や支援のあり方、またその環境づくりといったことを一層推進するため、本日の議題とさせていただきます。社会貢献活動の支援に関する指針を改定するというところで、本年2月の審議会に諮問させていただいたところです。

前回の審議会では骨子案を提示し、前回の委員の皆様からは、社会貢献活動の支援を誰が担うのか、県の役割と多様な主体との役割分担の明確化が必要ではないか、そして推進期間の考え方や、これから作る県の計画との整合性など、それに加え、進捗確認や見直しのあり方といった基本的な考え方や推進体制に関して様々なご意見をいただいたと聞いております。前回欠席して本当に申し訳ございませんでした。

また、災害時には県外から支援に入る団体を円滑に受け入れる仕組みを整える必要があること、企業との連携に加えて活動団体相互の交流や連携を促進することなど、活動のあり方や支援施策の内容について幅広くご意見をいただいたと聞いております。

本日はこれらのご意見を踏まえ、支援施策の方向、推進体制等を具体化した改定指針の素案として提示し、ご審議いただきたいと考えております。

ぜひ、日頃実践されていること、またそれぞれの立場での専門的な知見を踏まえて、忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げ、開会の挨拶といたします。本日はよろしくお願いいたします。

3 委員紹介

晴山主任主査： 本日の出席者につきましてはお配りしております出席者名簿のとおりですが、今年度から新たに御就任いただき、本日初めて御出席いただいた委員をご紹介します。オンラインでの御出席となります、佐々木里樹委員です。

佐々木里樹委員： どうぞよろしくお願いいたします。

晴山主任主査： よろしく願いいたします。続きまして、県側出席者及び事務局職員を紹介いたします。改めまして、西野環境生活部長です。

西野環境生活部長： よろしく願いいたします。

晴山主任主査： 若者女性協働推進室佐々木室長です。

佐々木室長： 佐々木です。よろしく願いいたします。

晴山主任主査： 同じく若者女性協働推進室青名畑連携協働担当課長です。

青名畑連携協働担当課長： 青名畑です。どうぞよろしくお願いいたします。

4 議事（１）「社会貢献活動の支援に関する指針」の改定素案について

晴山主任主査： それでは、ただいまから議事に入らせていただきます。条例第 17 条第 2 項の規定により、役重眞喜子会長に議長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

役重眞喜子会長： 役重です。それでは、よろしくお願いいたします。

今回、オンラインの皆さんもいらっしゃいますので、ぜひ良いタイミングで御発言いただければと思います。画面が私の後ろですので、振り返らないと見えないので、もし手が上がって、私が見逃していたら教えていただければと思います。

それでは、次第に従いまして議事を進めさせていただきたいと思います。本日の議事は「社会貢献活動の支援に関する指針」の改定素案ということで、前回皆さんからいただいた御意見を事務局の方で検討してくださったものと思っております。今回はその対応方向を確認して、その後に前回の骨子案をもとに作成した改定素案について、皆さんから御審議をいただきたいと思います。

それでは、最初に事務局から資料の御説明をお願いいたします。

青名畑連携協働担当課長： それでは、着座にて説明します。初めに資料 1 を御覧ください。

資料１は、前回の審議会でもいただいた御意見を９つのテーマに整理し、左の欄に意見の要旨、右の欄に県の対応方向を示したものです。主な内容について改定素案への反映状況と合わせて説明します。

まず、テーマ１、推進期間と進捗確認・見直しです。推進期間について、令和９年度から令和１８年度までの１０年間としているところ、県の総合計画との整合も踏まえ、必要に応じた見直しを検討すべきこと、推進期間中の取組の進捗を検証する仕組みが必要であること、社会変化が速いため期間途中の見直しを想定すべきことについて御意見をいただきました。御意見を踏まえ、推進期間中は関連施策の進捗状況等を毎年度確認し、施策の改善に活用するとともに、社会環境、活動実態及び県の総合計画等との整合を踏まえ、必要に応じて期間途中でも指針を見直すこととしました。

次に、テーマ２、支援主体の役割と庁内の推進体制です。社会貢献活動の支援を誰が担うのか、県の役割と多様な主体との役割分担の明確化、総合計画等の策定・見直し時に各部局が指針を参照し、具体的施策につなげる推進体制の必要性、自主性と多様な主体の連携を重視する考え方を明確にすべきとの御意見をいただきました。これらの御意見を踏まえ、素案の第３、社会貢献活動の支援施策の展開方向の冒頭に、県が市町村及び関係機関・団体等との連携・協働の下で環境整備を推進することを明記し、具体的方策例ごとに主な関係主体を示しました。また、第４の社会貢献活動支援の推進体制では、県、市町村及び関係機関・団体等の役割を整理しています。また、指針改定後、庁内関係部局に内容を共有し、関連計画の策定・見直し等に当たり、指針の考え方が活用されるよう、情報提供・連携を図ることとしています。

テーマ３、活動団体調査の取扱いと実態把握です。県内ＮＰＯ等実態・意識調査は回収率２９．６％であり、県内全体の傾向として扱うことには留意するとともに、意見聴取方法も工夫すべきとの御意見をいただきました。このため、改定素案の第１の１（４）イ「活動団体の意識・実態」では、調査対象数及び回答数等を示すとともに、回答団体の状況を整理したものであることを明記しました。今後も、今回の調査結果に加え、県民意識調査、関係機関ヒアリング、既存事業の実績、審議会の意見等を組み合わせて現状・課題を把握します。

続いて、テーマ４、災害時の県外支援団体の受入れ等です。災害時に県外から入るＮＰＯ等について、活動実績等を確認し、県・自治体間で円滑に受け入れる仕組みが必要であること、ＮＰＯ法人等による制度悪用等への対応についても検討する必要があるとの御意見をいただきました。これを踏まえ、第３の４（１）「平時からの連携・受援体制の整備」に、県外支援団体を含む円滑な受入れに必要な団体情報等の共有・活用を明記しました。また、災害時には内閣府の被災者援護協力団体登録制度等も活用し、関係部局、関係機関と団体情報を確認・共有します。制度悪用等への対応については、個別の事案や関係法令に応じて対応する事項であることから、指針では円滑な受入れに向けた団体情報の共有や関係主体間の連携体制の整備を位置付けています。

テーマ５、多様な主体による災害・復興支援です。災害支援について、ＮＰＯに限定せず多様な主体を示し、「復興支援」も加えるべきとの御意見を踏まえ、第１の１（２）エの項目名を、骨子案の「ＮＰＯによる災害支援活動、災害支援団体等の活動」から「多様な主体による災害・復興支援活動」に

変更し、東日本大震災津波等の災害・復興過程では多様な主体による活動が行われてきたことを記載しました。

テーマ6、デジタル・AI活用と具体的方策です。デジタル、特にAIの活用を指針と具体的取組に位置付けることや、相談機能の充実等の抽象的な表現だけでなく、具体的な取組を示すべきとの御意見をいただきました。これを踏まえ、第1の1(1)ウ「デジタル化の進展」にデジタル技術の活用状況を記載し、第3の2(3)「情報共有及びデジタル活用に関する支援」に、AIを含むデジタル技術の活用に関する情報提供や学習機会の充実を明記しました。また、第3では各施策項目に具体的方策例を追加し、取組内容を具体的に示しました。

テーマ7、企業等の参画と活動団体間の連携です。NPOと企業との連携等の具体的支援を早期に示すことや、企業とのマッチングだけでなく、NPO同士や類似団体が情報共有・協力できる仕組みも必要であるとの御意見をいただきました。これを踏まえ、第3の2(4)では具体的方策例として、活動団体相互の交流・意見交換や、活動団体と行政、企業、大学、他の活動団体等とのマッチング支援を明記しました。また、第3の3(2)では、企業や社会福祉法人等によるプロボノ、寄付・協賛、施設・物品の提供等の多様な参画を位置付けています。

次ページに参ります。テーマ8、NPO法人も対象となる支援制度の周知です。NPO法人も対象となり得る県の支援制度について、関係部局と連携して周知すべきとの御意見については、必要な情報提供・周知に努めます。委員から例示のあった物価高騰対策賃上げ支援金については、NPO法人も法人形態上は対象となる制度であることから、岩手県NPO活動交流センターのウェブサイトを通じて周知しました。改定素案でも第3の1(1)等に、助成制度等に関する情報の収集・発信を位置付けています。

最後に、テーマ9、条例と指針の関係です。こちらは、審議会後にいただいた追加意見です。指針の大幅改定に伴い、条例本体についても表現を見直し、県の総合計画との整合も図りながら改正を検討すべきと御意見をいただきました。今回の指針改定では、条例第2条の「役務の提供等」には寄付その他の金品の援助も含まれることや、社会貢献活動を支える環境整備・基盤整備を条例第8条に基づく支援施策として位置付けることを明確にしています。条例第2条の社会貢献活動の定義についてはこれまでの整理を維持し、現行条例の規定を前提として指針改定を進めています。また、県民計画との整合については、必要に応じて期間途中でも指針を見直すこととしています。以上が前回審議会の御意見と対応方向です。

続きまして、資料2について説明します。

資料2は、改定素案の全体像を1枚にまとめたものです。まず、左上の「序 指針の基本的事項」です。本指針は社会貢献活動の支援に関する条例第8条に基づき、平成11年に策定したもので、社会貢献活動の支援施策の基本的な方向を定め、県が施策を総合的・計画的に推進するための基本となるものです。策定以降の人口減少、少子高齢化、担い手不足、働き方・ライフスタイルの変化、デジタル化等を踏まえ、多様な主体の参画と連携・協働により、活動が持続し、参加・支援が循環する環境づくりを進めるため、今回改定するものです。社会貢献活動については、条例第2条に基づく自発的かつ対価を得ない役務の提供等により直接社会に貢献する活動等を対象とし、寄付等も目的や用途等に

応じ条例の要件を満たす場合にはこれに含まれます。また、有償事業、組織運営、専門人材、デジタル技術の活用等も活動を支える環境・基盤整備として支援施策に位置付けます。推進期間は令和9年度から令和18年度までの10年間とし、関連施策の進捗を毎年度確認し、改善に活用するとともに、必要に応じて指針を見直します。

次に、左下の「第1 社会貢献活動の現状と課題」です。現状として、人口減少により担い手の減少が懸念される一方、複業・兼業、プロボノ、オンライン等、関わり方が多様化していることや、災害支援に関する知見を生かした平時からの取組が行われていることを整理しています。また、福祉、子育て、環境、まちづくり、文化、スポーツ、災害支援等で多様な主体が参画していること、県、市町村、社会福祉協議会、中間支援組織等が各種支援を行っていることを示しています。県民については時間的制約や情報不足等で参加につながりにくいこと、活動団体については高齢化、後継者不足、運営基盤や連携・仲介機能の不足に課題意識があることを整理しています。その上で、課題として、活動への参加のきっかけや機会の充実、担い手の確保、活動団体の運営基盤の強化、多様な主体の連携・協働の推進、活動への理解及び共感の促進、災害時と平時をつなぐ連携体制の整備の6点を示しています。

次に、右上、「第2 社会貢献活動の基本的な支援の方向」です。自主性の尊重、県と活動者・団体の対等な関係、活動の利益を受ける者の意思・人格の尊重を基本原則とし、多様な主体の連携・協働により活動が持続し、参加・支援が循環する環境づくりを進めます。活動環境の整備の方向は、先ほどの6つの課題を踏まえ、参加のきっかけと機会を広げる環境づくり、活動基盤を強化し連携・協働を広げる環境づくり、理解と共感を広げ社会に根付く環境づくり、災害時に備えた連携・支援体制づくりの4つを掲げています。

「第3 社会貢献活動の支援施策の展開方向」では、4つの方向に沿って、参加のきっかけと機会、活動基盤と連携・協働、理解と共感、災害時の連携・支援に関する施策項目を整理しています。こちらについてはこの後の資料3で詳しく説明します。

最後に、「第4 社会貢献活動支援の推進体制」です。県は基本的・総合的な施策の推進と広域的な総合調整を担い、市町村は地域の実情に応じた支援に努めるものとしています。また、社会福祉協議会、ボランティアセンター、中間支援組織等には専門性や地域性を生かした支援を、NPO、企業、大学、社会福祉法人等にはそれぞれの強みを生かした参画と相互の連携・協働を期待しています。以上が改定素案の全体像です。

続いて、資料3により、改定骨子案から改定素案でどのように具体化・整理をしたかを説明します。資料3を御覧ください。左側が前回審議会で御審議いただいた改定骨子案、右側が今回の改定素案です。骨子案からの変更部分には下線を付しています。なお、ここでは単なる文末表現の変更等は省略し、内容上の主な具体化と整理について説明します。

まず、1ページ、「序 指針の基本的事項」です。素案では、「1 指針の性格」、「2 指針の策定経緯及び改定の趣旨」、「3 この指針における社会貢献活動の考え方」、「4 指針の推進期間」とする構成に整理しています。「1 指針の性格」では、条例第8条に基づく指針であることと、中長期的な展望に立って支援施策の基本的な方向を定めるものであることを明記しました。市町村について

は地域の実情に応じた支援施策を立案・推進する際の指針として活用されるものとし、関係機関・団体等についてはそれぞれの立場や特性に応じて社会貢献活動に関わることを期待するものとしています。「2 指針の策定経緯及び改定の趣旨」は、策定経緯、指針策定後の状況の変化、今回の改定の趣旨の3つに分けて整理しました。阪神・淡路大震災やナホトカ号重油流出事故等を契機とした制度創設の経緯から、東日本大震災津波、人口減少、働き方やライフスタイル、デジタル技術等の変化を経て今回の改定につながる流れを記載しています。

2 ページ、「3 この指針における社会貢献活動の考え方」です。まず、(1)では条例第2条の定義を記載した上で、団体の種類や法人格のみをもって判断せず、個々の活動の目的及び内容に即して取り扱うことを明記しました。3 ページに進みます。役務の提供等には寄付その他の金品の援助も含まれることから、その目的や用途等に応じ、同条の要件を満たす場合には社会貢献活動と捉えることを明記しています。(2)では実費弁償や社会通念上の謝礼の範囲にとどまる金銭等を受ける、いわゆる有償ボランティアについて、当該金銭等が活動に対する正当な見合いとしての対価に当たらず、他の要件を満たす場合は条例上の社会貢献活動として捉えることを現行指針から引き続き記載しています。(3)では社会貢献活動そのものとそれを支える環境・基盤を区別しています。有償事業、職員の雇用等の組織運営、企業等との連携、専門人材やデジタル技術の活用等は、個々の行為が必ずしも条例第2条の社会貢献活動に該当するものではありませんが、活動を支える環境や基盤として重要であることを記載しています。このため、条例第8条に基づく本指針において、事業収入を含む資金調達、人材の確保・育成、組織運営、情報発信、デジタル活用、連携・協働等の環境整備・基盤整備についても、社会貢献活動の支援に関する施策として位置付けています。「4 指針の推進期間」は、10 年間の期間に加え、関連施策の進捗状況を毎年度確認して施策の改善に活用することと、必要に応じた見直しを明記しています。

続いて、4 ページからの「第1 社会貢献活動の現状と課題」です。骨子案では、社会環境の変化、活動の広がりや担い手、活動支援の現状、県民及び活動団体の意識・実態、課題の5項目としていましたが、素案では前半4項目を「1 現状」の中に整理し、「2 課題」と合わせた構成にしています。「(1) 社会環境の変化」では、人口減少、少子高齢化、働き方やライフスタイルの変化、デジタル化の進展、東日本大震災津波等の経験と災害への備え、活動に関する情報発信の状況を整理しています。

5 ページに進みます。「(2) 社会貢献活動の広がりや担い手」では、エの災害支援について、多様な主体による災害・復興支援活動とし、NPO、ボランティア、企業、大学等による被災者支援、生活再建、孤立防止、見守り、コミュニティ支援等を記載しています。「(3)活動支援の現状」は、広報・啓発及び情報提供、講座・研修及び人材育成、支援拠点、相談、交流・連携、活動場所、資金調達・運営基盤、災害時のボランティア活動に関する支援の8項目に整理しています。

6 ページ、「(4) 県民及び活動団体の意識・実態」については、調査の対象数と回答数を明記し、県民調査、活動団体調査のいずれも回答者又は回答団体の状況として整理しました。

8 ページまで飛びます。「2 課題」は6点です。(2)担い手の確保では、幅広い年代の県民が参加しやすい環境を整え、担い手の裾野を広げることと、活動団体における担い手の確保を支援すること

の双方を記載しました。また、骨子案の「(4) 行政とNPO等との連携・協働の推進」は、「多様な主体の連携・協働の推進」とし、対象を広く整理しています。

9 ページ、「第2 社会貢献活動の基本的な支援の方向」です。「1 基本的な支援の方針」については骨子案から大きな修正はありません。「2 活動環境の整備の方向」については、4つの方向は骨子案を引き継ぎつつ、「(4) 災害分野では災害ボランティアセンターの運営支援、中長期的な被災者支援を見据えた連携」を追加しました。

10 ページです。「第3 社会貢献活動の支援施策の展開方向」です。冒頭では、県が条例及び本指針に基づき、市町村及び関係機関・団体等との連携・協働の下、社会貢献活動を支える環境整備を推進することを明記しました。また、各項目に具体的方策例を示しています。これは県が直接実施する取組のほか、市町村及び関係機関・団体等と連携して実施する取組や、これらの主体による取組を県が支援、促進又は調整するものを含む例示です。併せて、具体的方策例ごとに主な関係主体を示しています。「1 参加のきっかけと機会を広げる環境づくり」は3項目です。

「(1) 情報の提供・紹介及びニーズの把握」では、活動事例、募集情報、講座・研修、助成制度等の情報発信や、相談、アンケート、意見交換等によるニーズの把握と施策への活用を例示しています。

「(2) 学習及び活動体験の機会の提供」では、学校、大学、社会教育施設等と連携した学習・活動体験や、初めて参加する人への事前説明、相談、活動紹介等を示しています。

11 ページに参ります。「(3) 多様な参加機会の充実」では、幅広い年代の県民や県外の人材が活動地域、生活状況、経験及び能力等に応じて参加できる環境づくりを進めることとし、参加条件に応じた活動情報の収集・発信、企業、大学等と連携した参加機会、プロボノ等の参画方法の紹介等を例示しています。

「2 活動基盤を強化し、連携・協働を広げる環境づくり」は7項目です。

「(1) 支援拠点及び中間支援機能」では、県NPO活動交流センターによる県域的な支援、地域の支援拠点による身近な支援、支援拠点間の連携、職員等の研修・情報交換等を示しています。

「(2) 相談及びコーディネート機能」では、活動への参加、団体の設立・運営、担い手、資金、広報、会計、労務等の相談に応じ、利用可能な制度、支援機関、専門相談先等の情報提供・紹介を行い、必要に応じて適切な相談窓口、専門家、支援先につなぐこととしています。

「(3) 情報共有及びデジタル活用」では、活動団体や活動者の募集、講座、研修、助成制度、活動施設に関する情報の収集、共有・発信や、ウェブサイト、SNS、オンライン会議、AI等のデジタル活用事例や学習機会の提供を示しています。

「(4) 交流、連携及び協働」では、活動団体相互やNPO、行政、社会福祉協議会、企業、大学等による交流・意見交換、連携・協働の考え方や取組事例等の情報提供、活動団体と行政、企業、大学、他の活動団体等とのマッチング支援を明記しています。

「(5) 活動場所の確保」では、活動場所の提供や利用可能な施設等の情報提供、次に「(6) 人材育成及び人材活用」では、団体運営等の研修、コーディネーター、中間支援人材等の育成、専門性や経験を有する人材の活用事例等を示しています。

「(7) 資金調達及び運営基盤強化」では、資金調達に関する情報提供、事業計画、会計、労務等に関する研修、相談、情報発信、ガバナンス、コンプライアンス等に関する情報提供に加え、認定NPO法人制度の普及及び認定取得に向けた相談・支援を示しています。

14 ページ、「3 理解と共感を広げ、社会に根付く環境づくり」は4項目です。(1)では活動事例や成果の発信、活動団体の情報公開等を通じた社会的理解及び共感の促進、(2)では企業や社会福祉法人等による従業員の参加、プロボノ、寄付・協賛、施設・物品の提供等の多様な参画を位置付けています。(3)の寄付については、金銭、物品、遺贈寄付、寄付型クラウドファンディング等の寄付方法や、社会貢献活動への支援につながる多様な寄付の仕組み、税制、認定NPO法人制度、専門相談先に関する情報提供を例示しています。

15 ページの「(4) 損害補償制度」については、ボランティア活動保険等の周知、安全管理、事故防止等に関する情報提供、相談対応を示しています。

「4 災害時に備えた連携・支援体制づくり」は5項目です。「(1) 平時からの連携・受援体制」では、関係主体による平時からの情報交換・協議、各主体の役割や連絡窓口、外部支援の受入れに関する確認、訓練、研修等を例示し、県外支援団体を含む円滑な受入れに必要な団体情報等の共有・活用を位置付けています。

「(2) 災害ボランティアセンターの運営支援」では、設置・運営に関する研修、訓練、マニュアルの整備、運営人材の育成、資機材や情報通信環境の確保等を位置付けています。

「(3) 知見の継承及び人材育成」では、東日本大震災津波等の取組、成果、課題、教訓の記録・発信や経験共有、災害時の支援調整や多主体連携を担う人材・団体のネットワークづくりを示しています。

「(4) 中長期的な被災者支援」では、発災直後の対応に加え、被災者一人ひとりの状況や課題を踏まえ、生活再建、孤立防止、見守り、心身のケア、コミュニティ形成等の中長期的な支援を見据え、被災者支援を行う活動団体と関係機関、専門機関との連携・調整が図られるよう支援することとしています。

17 ページ、「(5) 情報共有及び連絡調整の円滑化」では、災害時に共有する情報項目、共有方法、連絡窓口、連絡・調整体制等を平時から確認することを例示しています。

最後に、「第4 社会貢献活動支援の推進体制」です。「1 県の役割」については、基本的・総合的な施策を推進するとともに、市町村との連携・協力の下、広域的な総合調整を行い、情報提供、相談支援、人材育成、団体の運営基盤の強化、連携・協働の促進等を通じて、社会貢献活動を支える環境整備を進める役割を記載しています。また、福祉、子育て、防災、地域づくり等の各分野における施策の検討や事業の実施に当たっては、関係機関・団体等の特性や専門性を踏まえ、適切な役割分担の下で連携・協働を進めることとしています。加えて、関連事業等の実施状況、既存の調査・統計、相談等を通じて把握した活動実態や支援ニーズ等を継続的に確認し、施策の改善に活用するとともに、必要に応じて社会貢献活動の支援に関する調査及び研究を行います。「2 市町村の役割」については、条例第4条に基づく役割を踏まえ、情報提供、相談、活動場所の確保等、地域の実情に応じた支援施策の推進に努めるものとし、関係主体間の連携促進等を通じた社会貢献活動を支える環境の整備

も期待されます。3の関係機関・団体等については、社会福祉協議会、ボランティアセンター及び中間支援組織にはそれぞれの専門性や地域性を生かした情報提供、相談、コーディネート、交流及び連携の促進等を通じた支援が期待されます。また、NPO、企業、大学、社会福祉法人等にはそれぞれが有する人材、専門性、情報、施設、資金等の強みを生かして社会貢献活動に参画するとともに、地域課題や活動目的を共有し、相互に連携・協働することが期待されます。以上が骨子案から改定素案において具体化・整理した主な内容です。

資料4は改定素案の全文であり、資料3の右側の欄と同じ内容ですので、説明は省略します。御審議の際に適宜御参照ください。長くなりましたが、事務局からの説明は以上です。

役重眞喜子会長： 丁寧な御説明ありがとうございました。今回、推進体制や役割分担など、前回の意見を踏まえてかなり詳しく案をお示しいただいたのかなと思っています。

それでは、ここから委員の皆様の御意見を伺っていきたいと思います。膨大な量がありましたが、少し時間を多めにとりたいと思います。目安50分、長くて1時間というところで進めてまいりたいと思います。

御提案ですが、大部にわたりましたので、もしよろしければ前回の意見に対する対応も含めて、指針案の序章から第1章ですね、資料3の対照表で見ますと、1ページから8ページというところになります。そこを最初に御意見をいただき、分けながら、第2章と第3章は1セットでかなりボリュームのある具体例が書いてあるところですね。あとは残りの4章と全体、また全体に戻っての御意見をお伺いするというので、3部くらいに分けて進めようと思いますけれども、よろしいですか。

それでは、また最後に全体に関する意見の時間を取りますので、お気づきのところをどこからでもお願いしたいと思います。

最初に、序章から第1章、1ページから8ページというところについて、お気づきのところ、御意見をいただければと思います。いかがでしょうか。序章については指針の性格や背景、基本的事項ですし、それから社会貢献活動とは何かという重要なところもありますし、第1章については課題等も整理していますので、その部分についていかがでしょうか。

君ヶ洞知里委員： 岩手日報の君ヶ洞と申します。細かい部分で大変恐縮ですが、この資料の5ページですか、「第1 社会貢献活動の現状と課題」の「1 現状」の「(3) 活動支援の現状」の部分なんですけれども、前文のところで「県や市町村、社会福祉協議会等により、次のような取組が行われています」とあって、ア、イ、ウ、エとあるんですが、ウ以外はその取組の内容に関して言及されていると思うんですけれども、「ウ 支援拠点及び中間支援機能」のところだけ、その実施主体のところに言及されていると思いました。私は詳しくないので、あえてここで言っているのかもしれないですが、もしも差し支えなければ、この前文のところに県、市町村、社会福祉協議会、県NPO活動交流センター等のウの要素を入れてあげるとすっきりするのかなと思いました。

役重眞喜子会長： ありがとうございます。確かに前文、前置きのところとウの規定が少し重複するように感じます。何かこのあたり特段、意識的な整理があったものでしょうか。

青名畑連携協働担当課長： いただいた御意見のとおりだと思いますので、この点については今後整理させていただいて、また御提示させていただければと思います。ありがとうございます。

役重眞喜子会長： ありがとうございます。よろしいですかね。今のような、本当に大きなことから細かいことまでいろいろあると思います。いかがでしょうか。オンラインの皆さんはいかがでしょう。

佐々木里樹委員： オンラインの佐々木です。発言よろしいでしょうか。

役重眞喜子会長： お願いします。

佐々木里樹委員： 改めまして、私、岩手町で中高生の居場所作りだったりを行っておりますNPO法人 miraito に所属している佐々木里樹と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

少し今回の委員に入らせていただいた背景をお話ししますと、私は、もともと秋田県の横手市出身で、東日本大震災のとき東北にいて、震災後は陸前高田で活動した経験もありました。今はNPOを立ち上げてから中高生向けのキャリア教育などの活動を行っています。

そんな私がNPOだからこその視点で少し見させていただきながら、視点・観点をお伝えできたらなというふうに思っています。

全体的なことに関わるかとも思うんですけども、ボランティアやNPO法人について、だいぶ言葉として踏み込んで入れていただいているなというふうなのをまず印象として抱きました。

ただ、NPOと一概に言いまして、有給職員を雇用して事業を行っているNPOと、そうではなく本当に市民団体として活動している中でのNPOのように、いわゆるNPOの中でも非常に活動規模や、自主事業で運営できているところと、なかなか運営自体もすごく難しいNPOだったり、様々な規模があるなというふうに見ながら、一概にNPOと言っても、非常に様々な状態のNPOというものがあるなというふうにも思いながら聞いておりました。

何かそれによってNPOというのが、法人格を得ているNPO法人というものの全体を指してしまい、実態の解像度が少し荒くなってしまうんじゃないかとも思いつつ、表現としてはそういう表現しか難しいのかと思ったんですけども、何かそういったいわゆるNPO法人を一括りにするだけではない、NPOの中の本当にいろんな規模感の団体がいるっていうところに対して、どのように、この中にどう盛り込んでいけるのか、今後も意見交換したいなというふうに思うんですけども、今もしお考えのことがあればお声を聞きたいなというふうに思いました。ありがとうございます。

役重眞喜子会長： ありがとうございます。おそらく活動団体の運営基盤がやはり今おっしゃった担い手の確保の問題であつたり、高齢化というようなところですね、どのようにその運営基盤を支えていくかという、次の部の具体的な話にもなると思います。もしよろしかったらそちらで御議論いただくということでも大丈夫ですか。

佐々木里樹委員： ありがとうございます。

役重眞喜子会長： ぜひそのあたり詳しくお話聞ければと思いました。

では、序章と1章のところということで、前回小野澤委員さんが課題の部分でアンケートの調査方法や、サンプル数が少ないのではないかといいた、その記述も改善していただいたと思っていますが、大丈夫ですかね、このような書き方ですが。もし何かコメントあればお願いします。

小野澤章子委員： ありがとうございます。文面上、回答した人からこういう課題が出てますという形で明記されたので、その点は今、佐々木委員がいろんな、同じ非営利団体でもいろんな条件があつて、それぞれ目配り、必要な点が違うという御趣旨の発言だったかと理解したんですけども、そのことも考えても、ここに載っている課題が全てではないので、やっぱり県にはそういったことをこれからも取り込む、新たな指針とか現実の活動の支援に随時取り込んでいくっていう発想があるというメッセージをやはり出していくことが一つ必要だつてことと、でも今こういう活動に関するベース、基礎があることをきちんと調べて把握していることの両側面を示すことはやはり必要だと思いますので、きちんと書いていただいたという点と、これ以外も情報収集するという県の考え方を示していただいた点で、改善と言いますか、非常に改定の趣旨がはっきりしたと思いますので、その点、大変ありがたい内容になっているという感想を持ちました。以上です。

役重眞喜子会長： ありがとうございます。よろしいですね。では、また具体的な、この指針の4本の柱の中でまた議論できればと思います。

それでは、先に進めます。次は第2です。第2は、対照表で言うと9ページですね。で、第3は、対照表で言うと10ページから17ページということになっていますので、第2で基本的な4つの柱を掲げて、第3ではその4つの柱ごとに具体的な考え方、そして役割分担や方策の例というところを個別に記載していただいているということになります。ではどこからでも結構ですので、ぜひ御意見いただければと思います。いかがでしょうか。

佐藤信逸委員： 16ページの「(3) 知見の継承及び人材育成」の具体的方策例として東日本大震災の取組の成果、そして課題ということで、その課題のところに、本当に当時の対応でよかったのかなと、そういうふうに感じております。いろいろな課題があつたんだろうと思いますが、それをスルーしているような気がして、これは次の県の役割のところでのお話をしようと思っておりますが、その県の役割のところに話を進めてよろしいですか。

役重眞喜子会長： ではどうぞ、御一緒にお願いします。

佐藤信逸委員： 先ほどどなたかがおっしゃったように、大災害時の場合には、本県の現状を見ますと、人口減少で担い手が少ないというところで、県外から、前にも申し上げたとおり、多くのそういう善意を持った方々が来るわけです。ボランティアやいろんな支援を行う方々。そういうところに依存せざるを得ないという状況が大災害の場合はある。

そして基礎自治体というものは大災害ですからもう日々の命を守るだけで精一杯です。そのところで、県も間接的な被害者ではあるわけですが、県の役割というところを、私はもう少ししっかりと対応する必要がある課題としてあったのではないだろうかと、そう考えております。

当時の場合にはあのようなNPO事件というのがありましてですね。当時の沿岸広域振興局の幹部が、非常に水難救助に素晴らしい人であって、良い人だと、というような評価も直接聞いておりますので、当然信用しますよね。そういう中で県の役割とすれば、国の方から緊急雇用創出事業というNPOによる活動というものを受けて、県を通じて自治体に億単位のお金に来るわけです。そういう時に県がどこでその自治体に寄り添うかというポイントがあるんです。それが一つ監査であります。お金が入りますから。その監査、私は平成24年の7月から町長させていただいてるんですが、その時はそういうものが進行していたわけですが、平成23年度の監査を県が見てそれをスルーしたことが次の犯罪に続いていってるということがございますので、やはり県の役割というのはですね、非常に大災害の場合大きいんだろーと思います。

私はそういうところを、ぜひこの資料3の県の役割というところについても、その監視などがあってもいいんじゃないかなと。私はそういうふうに思うし、そういうものがなくては、いろんな犯罪が起こる。特に最近はいろいろな犯罪が、まさかというようなことがありますのでね、そういう大災害を狙っている方々もいるかもしれないということもありますね。そういうところでの県の役割の重要性を再認識する必要があるんじゃないかなと、そういうふうに思っております。

ちなみに、ここで言うことではありませんが、退職された幹部の方々は、あの時の県の対応はひどいもんだったと、こう言っています。そういうことがないように、ぜひお願いしたいなと、そういうふうに思っております。

役重眞喜子会長： ありがとうございます。この件は前回も御意見いただき、一定の整理をお示ししたと思いますが、改めていかがでしょうか。事務局の対応としては、説明を再度お願いしたいと思いますが。

青名畑連携協働担当課長： 資料にも記載してございましたが、制度の悪用等への対応につきましては、個別の事案の内容に応じてNPO法人制度、補助・委託等の各制度、その他の関係法令制度に基づいて対応すべき事項でありますので、本指針にはそういったものは位置付けるものではないと整理したところです。

一方で、御意見の背景として、県外から入る支援団体について、その活動実績や団体情報を確認し、県や自治体が連携して受け入れる必要があるという点は重要ですので、県としては、市町村を含む関係主体との連携を図りながら、県域を対象とする立場から、情報提供、相談、人材育成、連携・協働の促進なども含めて、社会貢献活動の支援にあたっての役割を進めてまいりたいと考えております。

佐藤信逸委員： 私の前回指摘したところが、資料4の第3の4の(1)ですか。そこに、行政、社会福祉協議会、NPO、災害支援団体等が平時から情報共有や役割の確認を行い、災害時の円滑な受援及び関係主体間の連携に備えますとありますが、これは当たり前のことですよね。私はそこに、災害時の正しく円滑な受援及び関係主体間の緊密な連携という、正しくと緊密という言葉を入れた方がいいんじゃないかと思うんだけど、どうだろう。

青名畑連携協働担当課長： ただいま頂いた御意見を踏まえて事務局の方で検討させていただければと思います。ありがとうございます。

役重眞喜子会長： ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

檜木英裕委員： よろしいですか。

役重眞喜子会長： お願いします。

檜木英裕委員： 資料3の8ページと9ページ以降のところが、連動した形で対応している資料の作りと見ています。前の方にも関わりますが、担い手の確保という部分で、実は先週、私も社会福祉協議会の関係で全国の会議があって、他県の人たちともいろいろディスカッションした時に、担い手の確保ということに関しては、岩手だけではなくていろんな地方で皆さん苦労しているというようなお話をだいぶ聞いてきました。

その中で比較的うまくやっているところの考え方として、人が活動に至るプロセスの中で、岩手の復興教育の中では「いきる かかわる そなえる」ってありましたが、聞いてきた話の中では、まずその状況を知って、そのことを理解する、考える、そしてそれによってそのことに対して共感すると。共感がなければ人は活動しないと。だから共感を産むような仕掛けをしないと、担い手の確保はできない、ボランティアは来ないという話を聞いてきたんですね。

そのお話を思い出しながら聞いていて、この資料の、資料の構成の話ですが、例えばその8ページの課題のところに、「(1) 活動への参加のきっかけや機会の充実」、「(2) 担い手の確保」、その次に「(3) 活動団体の運営基盤の強化」となっています。後で御検討いただきたいのですが、「(5) 活動への理解及び共感の促進」っていうのはこれ(5)じゃなくて、2番目か3番目、2番目あたりに来るんじゃないかなというふうな印象を持っておりました。

そして9ページのですね、「2 活動環境の整備の方向」のところに関しても、(4)まで書いてありますけど、3番目に理解と共感を広げるって書いてありますが、これは3番ではなく2番ではないかと思います。

あと、それに伴って「第3 社会貢献活動の支援施策の展開方向」についても、全体を入れ替えた方が、私が聞いてきた話のイメージからすると繋がるのかなというようなこともあったので、全体をひっくり返すような話になるかもしれないですが、整理し直していただけると、理解しやすいのではないかと感じましたので、そこのところを御検討いただければと思います。

役重眞喜子会長： なかなか資料が多いので皆さん読み取りにくいんですけど、資料2が一番大きな作りとしては分かりやすくなっているので、「第2 社会貢献活動の基本的な支援の方向」というところで、(1)から(4)までを左から右に流していますよね。この流れは、今の御意見も踏まえつつ、このような流れにしているという、その文脈についてもし補足的にお話しできることがあったら、よろしいですかね。

青名畑連携協働担当課長： 「参加のきっかけと機会を広げる環境づくり」と、「理解と共感を広げ、社会に根付く環境づくり」といった点については隣り合っていた方が良いのではないかという御意見と受け止めました。確かにおっしゃるとおり、活動のきっかけや参加には、やはり活動への理解と共感というものが非常に関わってくると思います。いただいた御意見を踏まえて、検討させていただければと思います。

檜木英裕委員： そうすると資料2の、第2のオレンジ色のところも多分、(1)(2)(3)(4)ってありますけど、2と3を入れ替えるような形になるんじゃないかなと思って言いましたので、こちらを修正すると他も当然、修正せざるを得ないというふうなこともあったりすると思いますので、それで全体の収まりがあまり良くなければ元に戻していただけて結構です。

役重眞喜子会長： よろしいですかね。考え方だと思いますが、その方が確かに素直に読めるのかもしれないですね。

では、そこも踏まえていただきたいと思います。せっかく大きな流れが出たのでということなんですけど、先ほど佐々木委員さんからお話いただいた、そのNPOの基盤に、いろいろ差があるんじゃないかというところについては、資料2で言いますと、第2の(2)ですね、活動基盤の強化とか、それから、様々な資源や財源面も含めての記述があったと思いますが、そこについて改めて、そのあたりで佐々木委員さんから御提言をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

佐々木里樹委員： ありがとうございます。若者など様々な世代の社会参画や地域活動を行うには、そういった社会と関わりたいという人をつなげる役割を担うNPOだったりとかボランティア団体が必要だと思っておりますが、その中で本当にNPOの規模が大きく異なる中で、例えばこういうNP

〇を支援しますというものがあれば私たちとしても非常に嬉しいと思いますし、ただ一概にNPOと言っても、様々な規模で、組織がしっかりしている団体もあれば、そもそも人を雇うことも難しく活動が継続できないというふうな団体もあります。

そういったNPOの状態の違いだったりとかというものに対して、県の方で一概に基盤づくりというふうな中で、どのような支援があるのか、その違いについて県側でどのように捉えているのかというのも、意見として伺いたいなというふうに思ったことが、先ほど発言させていただいた趣旨です。

役重眞喜子会長： ありがとうございます。今の点についてはいかがでしょうか。

青名畑連携協働担当課長： NPOについて、広い意味ですと、NPO法人のほか、ボランティア団体まで含まれるところですが、当然、団体の規模であったり財務状況、さらには団体の方の考え方、つまり規模を拡大したい、人を雇って大きく活動を展開したい、というところもあれば、必ずしもそうではない、NPO法人であってもボランティア的に活動していき、週末NPOというふうなことをおっしゃっている団体もありましたけども、そういうふうに自分の身の丈でできることをやっていきたいというふうな団体もあるということを認識しております。

ですので、それぞれの団体の状況や意思に応じた支援が必要になってくると考えておりますので、そのような支援ができるように取組を進めてまいればと考えております。

役重眞喜子会長： ありがとうございます。やはりこの指針は27年前ですので、その時点ではもうヨードンでNPOが設立になるということだったのですが、四半世紀が過ぎて、委員おっしゃるとおり、かなりいろいろな形態が生まれてきたのではないかと思います。

例えば、資料3の11ページの「2 活動基盤を強化し、連携・協働を広げる環境づくり」という部分で、支援拠点や中間支援組織というところがあります。そういった部分で、まさにそれが中間支援機能だと思いますので、団体の規模とか性格とか現実といったものに応じたきめ細かな支援が求められるといったことを明文化した方がいいような気が私もしました。中間支援機能を手厚くした方がいいところと、自立していけるところもあると思います。

佐々木委員さん、そのあたりではいかがでしょうか。もし明文化するとすればそのあたりと思いますが。

佐々木里樹委員： ありがとうございます。そうだなと思いました。NPOと言っても、読み手、例えばNPOからすると、自分たちがどの程度政策の対象として考えられているのかという点も非常に気になるポイントではあるのかと思う中で、活動しやすさだったりとか、NPOを立ち上げた先には、岩手ではもっと活動できると思えば、今それこそ地域づくりだったりとかそういったところに関心が高い学生が本当に多い中で、県としてもそういった部分を応援していることが目に見えて分

かりやすくなっていくんじゃないかと思ったので、そういった背景も含めて明文化されることは、私としては提案させていただけたらと思います。

役重眞喜子会長： ありがとうございます。

それでは他に、いかがでしょうか。前回御欠席でいらっしゃいましたが、芳賀カンナ委員さん、あるいは山館章子委員さんの方からももし何かお気づきの点があればお聞きできれば嬉しいです。

山館章子委員： 株式会社結の山館と申します。一戸町で結カフェという福祉事業所、障害福祉の事業所を運営しております。

細かい点についてのコメントはありませんが、全体的にやはり担い手不足というところの対応が重要だと感じてまして、今、日本全国で災害が増えてきており、災害時だけ連携するというのではなくて、日頃から県や市町村やNPOさんや各種団体が顔の見える関係を作っておくことが、いざとなった時にすごく大事なのではないかと感じていることがまず1点です。もう一つは、これは以前の会議でも発言したことがあると思いますが、この社会貢献活動を次の世代につないでいくためには、子どもたちへの教育がすごく大事なのではないかと感じています。

大きくなってから社会貢献は大切だ、ぜひ社会貢献してくださいと言っても、なかなか行動に移せる人は多くないと思いますので、やっぱり実際に誰かの役に立って喜んでもらえるような体験を小さい時からしていくことが大事だというふうに思っています。

そういう意味で今日、miraitoの佐々木さんが参加してくださって、miraitoさんの拠点から私が活動しているところは車で15分ぐらい行ったところなのですが、一戸町の子どもたちの居場所作りにも貢献してくださっていますし、miraitoさんが、他にもいろんな体験を通して社会貢献するということをするので、そういった社会貢献に関わる人材作りに今後も役立ってくださるだろう、そういったmiraitoさんのようなNPOの団体に県の方でも、もっともっと手を伸ばして協力していただければ、そういった場が広がっていけば人材も育っていくのではないかと感じています。以上です。

役重眞喜子会長： ありがとうございます。今の点は大事だと思います。この指針ですと1の「1 参加のきっかけと機会を広げる環境づくり」というところで、例えば10ページの「(2) 学習及び活動体験の機会の提供」であったり、あるいは「(3) 多様な参加機会の充実」というところに、大学とか若者の参加というところもあるのですが、具体的な社会貢献の入り口の提供というよりも、本当に小さい時からの社会との関わり方が大事だというところを提供していく、その体験の中でそれを感じてもらってというところも非常に大事だと思います。でも、ここにしっかり書いているのでそれも読めるとは思いますけどもいかがでしょうか。今、miraitoさんの活動の御提示もありましたけれども、もし何かお気づきの点があれば、もう一度お願いしたいと思います。

佐々木里樹委員： 私も発言しても大丈夫ですか。

役重眞喜子会長： 大丈夫です。

佐々木里樹委員： 山舘さん、ありがとうございます。非常に嬉しいです。全体的なところでもお話しできたらというふうに思っていたのですが、まさに教育というところが本当に大切だと思っているのと、考え方なのですが、若者や学生たちを、担い手不足だから若者たちがただの担い手になるというところだけではなく、彼らがその活動の先にどんな学びをしていくのかという本質的な部分も高めていけるといいな、というふうなことは議論のタイミングで話ができたらなと思っていたところでした。

その文脈で言いますと、資料3の8ページの左側、担い手の確保の文脈で、細かい話かもしれませんが、若者、学生という言葉が、左側に記載があったところが右側では消えている部分があることが気になっていまして、おそらく幅広い年代っていうふうなところで包括されてはいるのかなっていうふうには思うのですが、私たちの視点から見ると、若者や学生という言葉の明記は、引き続きあると良いかと思っているのですが、そこについて表現を変えた背景等があれば、お伺いできたらなと思いますし、提案としては引き続き若者という言葉は明記していただけたらなというふうに、意見が重なってちょっとここで出てきたというところでした。

役重眞喜子会長： ありがとうございます。「若者、学生、何とかなどの幅広い年代」とかって言ってもいいのかもしれないですね。今の点についてはいかがでしょうか。

青名畑連携協働担当課長： 修正した趣旨につきましては、特定の年代に関わらず様々な年代の方々に、社会貢献活動に御参加いただきたいということ、また、書き振りが細かすぎるのではないかなという点で修正したところですが、やはり若者などが見えた方がいいというふうなところもあると思いますので、御意見を踏まえて検討させていただければと思います。

佐々木里樹委員： ありがとうございます。

役重眞喜子会長： ありがとうございます。今、佐々木委員が前半におっしゃった、担い手が足りないから若者を投入するんだということ、それも実際にはもちろんありなのですが、そうではなくて、やっぱり社会に関わっていくその関わりを増やす、彼らの人生の自己実現を応援するんだという、そういう文脈でここでは捉えた方がいいかとも思っていますので、それも含めて御検討いただければと思います。

ありがとうございます。芳賀カンナ委員はいかがでしょう。

芳賀カンナ委員： 前回欠席してしまったのですが、幼保連携型認定こども園の園長をしております、芳賀と申します。こども園のほかに、第三者の子どもの居場所っていうことと、コミュニティ

モデルですので、世代をつなぐという形で、親父の居場所というか、昭和生まれのおじさんたちの居場所をやってみたりとか、高齢者の居場所だったり、様々な世代をつなぐようなことを保育園を拠点としてやっています。

今、すごく細かく書かれていて、感心しながら聞いていましたが、私が関わるところでできるかなというところで、やはり価値観がすごく変わっていて、なかなか難しい時代になっているかなっているのは、ゼロから関わっている年代でさえ、低い年代の保護者さんとかを見ても、それぞれ価値観が本当に多様化しているので、社会貢献とかボランティアっていう言葉をそのまま受け入れられるかっていうと、なかなかそこも難しくなっているかなっているふうには思っています。

ただ、やはり入り口の部分で、さっきもお話しされてましたけども、やっぱり体験したことを基にしてじゃないとできない、学びに繋がらない部分がたくさんあるので、保育の現場だと「あそぼうさ」って言うんですかね、プチ防災体験っていうのをいろいろ企画して保護者さんを巻き込んで、それが10年後20年後、子どもたちの力になって地域に関わっていけるような力が身につけばいいかなっているところで、保育とか居場所をさせていただいているので、もっともっと私たちもその意識を持って、色んな園ももっと活動を進めて、地域を支えるっていうか、担い手の子どもに、やっぱり生きる力っていうのを付けてあげる必要があるかなと、改めて感じました。

役重眞喜子会長： 貴重な御意見ありがとうございます。

それでは、時間もありますので、続きを進めさせていただいて、第4の推進体制ですね。資料3の新旧対照表で言うと17ページ、18ページ、それと合わせまして、これまで全体的なところも振り返っていただいて大丈夫ですので、残りの時間をこちらに使いたいと思います。どなたからでもいかがでしょうか。

じゃあ渡邊里沙委員、お願いします。

渡邊里沙委員： 書き方の問題なんですけれども、まずこの指針の中のNPOという言葉の定義について、皆さんの認識が一致しているのかどうかというのを確認したくて。中にNPOという言葉とNPO法人という言葉が書き分けてあったんですけれども、ここは別物というふうに考えるんでしょうか。このNPOという言葉がどこまでを指しているのか、まず確認したいなというのが一つ。

あと、NPOと社会福祉法人、社会福祉協議会とか中間支援組織という言葉が出てくる中で、羅列する順番というのがその時々で違っていたりするんですけれども、そこに何か意図があるのか、ないのであれば私は同じ並びであった方が見やすいのかなという気がします。

あと、読点について、基本は読点なんですけど、時々、中丸もあるんですけれども、そこに何か意図があるのかというところを確認したいなと思っております。お願いいたします。

役重眞喜子会長： じゃあ、よろしくをお願いいたします。

青名畑連携協働担当課長： まず、NPOとNPO法人の違いについてですが、NPO法人は特定非営利活動促進法、通称NPO法に基づく認証を受けました法人です。法人と付けずにNPOと言っている場合は、それよりも広い言葉、Non-Profit Organization、非営利組織という意味で、NPO法人や、ボランティア団体などを含む概念として、この指針では使用しているところです。

続きまして、団体の並びについてですが、そこについては一定のルールを明確にしていたかというところ、そこまで詰め切っていない部分があると思いますので、こちらについては改めて整理させていただければと思います。

中黒と読点の違いですが、中黒の場合には二つの単語でほぼ一連の意味合いとして使っています。読点の場合にはそこで意味が明確に分かれるというふうな形で使い分けているところです。

渡邊里沙委員： わかりました。皆さんNPOの事に関わっているので、NPOという言葉とNPO法人が違うことは分かると思いますが、この指針に関して言うと、岩手県民全ての方に見ていただくものだと思うので、ある程度、定義や前提条件を初めに明記しておいた方が皆さんにも分かりやすいのかなという気がいたします。知ってる人だけが分かるようなものではなくてというところで、お話しいたしました。以上です。

役重眞喜子会長： ありがとうございます。その定義は、条例でも明記されておらず、そこまでは詳しくないと思いますので、確かに指針の中で明記する必要があるかもしれないですね。

ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。今のように全体のことで結構です。

佐藤信逸委員： もう一回いいですか。

役重眞喜子会長： お願いします。

佐藤信逸委員： 先ほどの監査の責任ということで言いましたが、私の当て推量ではなく、第三者委員会の方でしっかりと県の瑕疵があったというふうに、文言にこう明文化されてますので、そういうことを申し上げたいと思います。

役重眞喜子会長： よろしいでしょうか。ではご意見として伺いたいと思います。では続いて君ヶ洞委員さん、お願いします。

君ヶ洞知里委員： 資料3の15ページの「4 災害時に備えた連携・支援体制づくり」の部分なんですけれども、ここで協議している内容が岩手県の指針なので、もちろんこの災害時っていうのが岩手県で起こった災害というふうに捉える前提だとは思いますが、一方で、県外で災害が起こった時に支援に行く団体もあると思ひまして、この(1)から(5)を見ると、1から4に関しては災害時にボランティアを受け入れるという形だと思ったのですが、(5)に関しては県外に支援に行くケースとも読み取れ

るかなとも思ったので、そこのまず認識として、あくまでこれは岩手県で災害が起こった時に災害ボランティア団体を受け入れる時の内容っていうことでよかったのかなってというのが1点です。

もう1点ですが、昨年12月に北海道・三陸沖後発地震の注意情報が出た時に、これは先般、弊社の記事にも掲載されたのですが、高齢者施設とかで人手が不足する中で、高齢者の避難とかに対応するのが非常に難しいってような記事が出ておりました。その記事の中で識者の大学の先生が、地域住民を巻き込んでボランティアとして協力してもらえるようにしておく必要があるという発言もありまして、私はその点の専門家ではありませんが、例えば「(1) 平時からの連携・受援体制の整備」のところに、NPO、災害支援団体のあとに地域住民なども入れてもいいのかなと思ったりしておりました。素人の発言なのでちょっと違ってたらスルーしていただければと思います。

役重眞喜子会長： ありがとうございます。重要な点だと思います。2点今ご質問ありましたので、いかがでしょうか。

青名畑連携協働担当課長： まず、この第3の4、災害時に備えた連携・支援体制づくりについては、基本的には県内で災害が発生した場合の体制づくりについて記載しているところです。

また、2点目ですが、災害時における地域住民の役割等についてですが、これに関しても重要な視点だと思いますので、御意見を踏まえて内容について検討したいと考えております。

檜木英裕委員： 今の視点について、芳賀さんにもお聞きしたいんですけど、被災したところでその施設の利用者のケアで地域住民という話なんですけど、実際には被災した施設に、その施設の周辺の入所してない高齢者の人たちが多く来るんですよ。するとその人たちのケアもしなければならいんです。そうすると、その人たちが必ずしも担い手って言い方はしたくないんですけど、識者が誰だか私はよく分かりませんが、現実的にその状況で多少手伝ってくれる人はいるかもしれませんが、そういう状況を作れるのか、個人的には疑問です。むしろ施設の人たちからすると逃げてきた近隣の人たちを守らなければならないっていう仕事が増えるわけですから、その人たちをその逆に手伝ってくれて言って、やってくれる人もいるかもしれませんが、非常に微妙だなという感じがして、そのことをこの中に入れるのは危険なように感じます。

役重眞喜子会長： 実情によりけりというところですよ。まさに平時からやってないことは非常時でもできないと思いますので、運用の中で、ぜひそのあたり留意していければと思います。

芳賀カンナ委員： 今のお話ですが、今年、大槌町に山林火災があった際、うちの法人の老人ホームに避難者があり、東日本大震災津波の時も施設にたくさんの方が避難してきたこともありましたが、本当に地域性になると思います。園の方にも、火災で避難してきたんですね。そして園に2泊した地域の方々がいて、でも高齢者が避難する時にやはり手が足りなかったのも、そこは普段から顔が見える関係性もあって、一緒に手伝ってくれませんかをお願いをして。その方を連れて、高齢者なので寄

り添う人も必要なので、災害時だったので。その方に、「何をすればいいの。」と聞かれたんですけど、そこにいてもらうだけで不安な気持ちをやわらげることができるので、一緒に手伝ってもらったというのは、林野火災でもありました。

なので、本当に普段の自治会との関係とか、いわゆるここに書いてあるような社会貢献っていう、地域全体がなんとなく地域は地域で守るみたいな意識が高ければ、おのずとなるとは思いますが、今お話しされたように、じゃあ明記するかってなると、なかなか全部の地域がそういうわけにはいかないので、難しいところもあるかなとは思っています。

役重眞喜子会長： ありがとうございます。

最後の役割分担のところにも関係するなと思ったんですけども、市町村の役割について、いろいろ書いてあったんですけど、地域コミュニティとの連携というところも明記をしていただいて、それがそれぞれの地域でできる範囲で、災害にしろ日常にしろ、そういう福祉との連携をちゃんとやっていくというところを、もしかしたら明記していただくことが良いのでは、と思います。

ありがとうございます。時間があと1分ぐらいになってしまったんですけども、もし、まだ発言されていない方でぜひということがあればお願いいたします。

役重眞喜子会長： 小野澤委員さん、お願いします。

小野澤章子委員： 最後に、役割分担のうち県の役割についてですが、やはりこの指針が、県がこういうことをやりますと宣伝していただけることが非常に県民にとっても重要だと思うんですけども、私は、あまり実際は社会貢献活動してないという感じで、多くの人にとって社会貢献活動は非常に敷居が高い、いわゆる意識が高い人がやることで私はやってない、というような、そこにギャップがあることが広がりにとってマイナスだったり、担い手という今日議論になったことについても、広がらない原因の1つではないかと常々感じています。

その中で県がやっていただきたいこととして、社会貢献は、実はみんながやっていることも社会貢献に当たるという理解を広げていくことや、簡単にできることもあるんじゃないかということや、多くの関心のない人や、やっていないと思っている人、自分に関係ないと思っている人に伝えていくというような意味でも、その広がりをもっと進めていくことが必要なのかなっていうふうに思います。

もちろん今やってる人に支援するという具体的な視点も非常に重要で、今日提案されたことはそういったことだと思うんですけども、一般市民、県民からすると、そういった基盤というか、抽象的ではありますが、そういったところの理解を広げるってことについて県はしっかりとやっていただきたいという希望があります。

なので、中身で言うと資料3の14ページの「3 理解と共感を広げ、社会に根付く環境づくり」、先ほど2番目に上げた方が良いのではないか、という意見に私も賛同するんですけども、その3の理解や共感を広げるっていうところに書かれている具体的方策例は、実際にやっている人に対しては、

やったことを広げるということなんですけど、もっと広い県民意識の向上、そういったものは県じゃないとできないことだと思うので、私としてはそういったことも県の役割として明示していただきたいなという思いを抱いているというのが、今日全体を見た感想です。以上です。

役重眞喜子会長： ありがとうございます。今の意見はこの3を2に持ってくることによって自ずと書きぶりもおそらく変わってくると思いますし、1の参加のきっかけ作りというところも今おっしゃったように、もう少しハードルを下げて、今やatterることが社会貢献ですよって、まさにその通りだと思いますので、その辺りの表記についても御検討いただければと思います。ということでよろしいでしょうか。

あと、他に1名ほど、1分ほどでお伺いできればと思いますが。大丈夫ですか。

言い残したことを後ほどお伝えいただく手続きもございますので、進行が拙かったですけれども、これでこちらの審議を閉じたいと思います。それでは、今後のことについて事務局からよろしくお願いいたします。

5 その他

晴山主任主査： 役重眞喜子会長、ありがとうございました。それでは、次第の5その他ですけれども、事務局から今後のスケジュールについて御説明します。

青名畑連携協働担当課長： 資料5「今後のスケジュール」を御覧ください。今後、10月に市町村及び関係機関等から意見聴取を行い、11月12日の令和8年度第3回審議会で、基本的方向について答申をいただく予定としております。その後、12月に県議会への素案の報告及びパブリックコメントを行い、令和9年1月から2月頃に開催する令和8年度第4回審議会において最終案を御審議いただく予定です。県議会2月定例会での審議を経て、令和9年3月の公表を予定しているところです。今後のスケジュールについては以上です。

晴山主任主査： それでは、委員の皆様から全体を通して何か御発言があればお願いいたします。

(発言なし)

晴山主任主査： それでは、閉会にあたりまして、西野環境生活部長から一言御礼を申し上げます。

6 閉会

西野環境生活部長： 本日は皆様から貴重な御意見をいただき、ありがとうございました。かなりきめ細かく見ていただき、記載の重複や、用語の整理、一般県民の方に理解しやすいような明示の仕方、また、NPOが育ってきて、NPOのあり方というか法人のあり方も様々な段階の法人ができていくことへの対応、そして担い手という観点では、若者や学生さんたちをどのように、そしてそれは

単に担い手というだけでなく、その本人たちの生き方にもつながるような、社会への接点となるような社会貢献活動との出会いをどのようにつくるかということや、地域住民をどのような形で災害時も含めて関わってもらえるかなど、今後の施策として我々が考えなければならない点について貴重な御意見をいただきました。

また、NPOに関しては東日本大震災の時に、お話しいただきましたような事案もございまして、それを踏まえた指針にしなければならないということも改めて考えさせていただければと思っております。多様な御意見をいただき、ありがとうございました。

本日頂いた御意見に加えまして、この後、県では市町村や関係機関にも御意見をいただき、改定素案の修正を進めてまいりたいと考えておりまして、11月に予定しております次回の審議会において、修正後の改定素案について御審議いただき、答申をいただくという流れを考えているところです。

その後、県議会への報告、パブリックコメントを経て最終案という形で進めていきたいと思っておりますので、引き続き御協力を賜りますようお願いいたします。

本日は長時間にわたり熱心に御審議いただき、ありがとうございました。

晴山主任主査： それでは、以上をもちまして、第44回（令和8年度第2回）岩手県社会貢献活動支援審議会を閉会いたします。本日はありがとうございました。